

## 20. 新SNAによってどのような情報が得られるか

新SNAでは2/78商品ごとに、その生産から処分に至る過程を把握することを推計の基礎としている。その結果家計、最終消費、総固定資本形成、在庫投資、輸出・輸入、中間消費について商品別計数が推計、表章されることから、支出面についての商品別情報（デフレーターも含めて）が従来に比べ飛躍的に増大する。

これまで国民総生産は、人的接近方法によって分配面から推計された要素費用表示の国民所得に固定資本減耗および間接税—補助金を加えて算出されていた。新SNAにおいては、生産物接近法が正式に採用されたことにより、産業別付加価値が推計される。これにより始めて国民経済を生産—分配—支出の三面から把握できるようになる。またダブルデフレーション法の採用により産業別付加価値の実質値も推計されるので、生産—支出の二面から実質値の動きを把握できる。

以上のような計数は、新SNAであらたに採用したコモディティー・フロー法および生産物接近法により

可能になったわけである。しかし推計作業にぼう大な作業量を伴うこともあって、当面の間44年以前についてはこうした推計方法をとらずに、現行NI計数を基礎に必要な調整を行い、新SNA計数を推計することとしている。したがって、支出面についての商品別情報、産業別付加価値についての44年以前計数は当面作成されない。また両推計方法は暦年計数を基礎としたものであり、四半期計数の推計は、人的接近方法によっているため、四半期計数および年度計数についても商品別情報および産業別付加価値は当面作成されない。

財政支出や家計消費支出については、国際的に統一された目的別分類がなされるので、国際的な比較を通じてわが国の政府や家計の行動を浮き彫りにすることができる。

また最終消費支出については統一された概念で目的別に分類された計数が推計されるので、家計最終消費支出、政府最終消費支出、および対家計民間非営利団体最終消費支出、それぞれについて目的別計数が把握で

さるのみならず、これらを統合した国民経済全体としての目的別最終消費支出を把握できる。

新たに所得支出勘定、資本調達勘定および国民貸借対照表が作成されることにより、非金融法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体および家計の4制度部門別に、所得とその処分、資産形成とその資金源泉、金融資産選択、資産残高の構造が示されるので、国民経済の流れをモノの面からだけでなく、カネおよびストックの面も含めて総合的に把握できるようになる。

## 参 考

### 現行国民所得統計と 新SNAの概念上の比較

項 目	現行国民所得統計	新 S N A
1. 取引主体 ① 政府 ② 対家計民間非営利団体	<p>一般政府として最終消費の主体として取り扱われている。</p> <p>対家計民間非営利団体として最終消費の主体として取り扱われている。</p>	<p>政府サービス生産者として生産主体となると同時に一般政府として最終消費の主体でもある。</p> <p>現行国民所得統計の宗教、社会保険、社会福祉、労働団体、学術文化団体、政治団体等に加え新たに医療、健康相談施設、教育を含むものへと範囲が拡大しており、対家計民間非営利サービス生産者として生産主体となると同時に対家計民間非営利団体として最終消費の主体でもある。</p>
2. 取サービスの概念 (1) 生産勘定 ① 生産額 a. 金融機関の帰属サービス b. 一般政府および対家計民間非営利団体の固定資本減耗 (2) 消費支出勘定 ① 家計最終消費支出	<p>個人預金分については家計最終消費支出とし、他は中間消費としている。</p> <p>住宅についてのみ計上している。</p>	<p>全額を中間消費とする。</p> <p>住宅以外の建物・機械等についても計上する。</p>

項 目	現 行 国 民 所 得 統 計	新 S N A
a 金融機関の帰属サービス	個人預金分については、家計最終消費支出としてい る。	帰属サービス金額を中間消費とするため、家計最終消 費支出として計上しない。
b 家計が自由意思で購入す る一般政府の非商品販売（ 国公立大学授業料、国公立 病院の医療費の支払い）	「個人から政府へのその他の移転」に計上している。	家計最終消費支出に計上する。
c 家計が自由意思で購入す る対家計民間非営利団体の 非商品販売	計上していない	家計最終消費支出に計上する。
② 一般政府・対家計民間非営 利団体最終消費支出	経常的支出と最終消費支出としている。	経常的コストを生産額とし、生産額から非商品の販売 額をさし引いたものを最終消費支出とする。
資本形成勘定		
① 在庫品増加		
a 重機械（船舶、重電）の 仕掛工事分	総固定資本形成に計上している	仕掛品在庫投資に計上する。
② 総固定資本形成		
a 対家計民間非営利団体の 総固定資本形成	住宅分のみを計上している。	住宅以外の運物・機械等も計上する。
b レール・電線等の取替え	中間消費に計上している。	総固定資本形成に計上する。

項 目	現 行 国 民 所 得 統 計	新 S N A
<p>(4) 所得支出勘定</p> <p>① 雇 用 者 所 得</p> <p>α. 民間年金・保険等への雇 主負担および厚生基金雇用者 福祉帰属負担金</p> <p>② 財 産 所 得</p> <p>a. 個人所有家屋に対する家 賃支払（帰属分も含む）</p> <p>b. 金融機関の帰属サービス</p> <p>③ 反対給付のない経常移転</p> <p>a. 家計が支払う免許、手数料等（自動車免許交付料等）</p> <p>b. 法人が支払う免許、手数料等</p> <p>c. 懲罰没収金、弁償違約金</p> <p>d. 損害保険の部門間取引</p> <p>(5) 資本調達勘定</p>	<p>計上していない。</p> <p>個人賃貸料所得に計上している。</p> <p>個人利子所得に計上している。</p> <p>「個人から政府へのその他の移転」として計上している。</p> <p>「税外負担」</p> <p>「税外負担」として計上している。</p> <p>計上していない</p>	<p>計上する。</p> <p>住宅賃貸産業の生産として計上され、財産所得として計上しない。</p> <p>計上しない。</p> <p>支払いが強制的なことから、「強制的な手数料・罰金および料料」として計上する。</p> <p>「間接税」として計上する。</p> <p>「強制的な手数料・罰金および料料」として計上する。</p> <p>「損害保険料の支払」および「損害保険金受取・支払」として計上する。</p>

項 目	現行国民所得統計	新 S N A
<p>① 固定資本減耗</p> <p>    a. 一般政府および対象計民間非営利団体の固定資本減耗</p> <p>    b. レール、電線等の取替え</p> <p>② 資本移転</p> <p>    a. 贈与税、相続税</p> <p>    b. 政府から企業への資本補助金</p> <p>③ 土地および無形資産の純購入</p>	<p>住宅分についてのみ計上している</p> <p>中間消費に計上している</p> <p>直接税に計上している</p> <p>一般政府の総固定資本形成に計上している</p> <p>計上していない。</p>	<p>住宅以外の建物、機械等についても計上する。</p> <p>総固定資本形成に計上するとともに、固定資本減耗として計上する。</p> <p>資本移転として計上する。</p> <p>一般政府から企業への資本移転として記録し、企業の総固定資本形成となる</p> <p>資本調達勘定の項目として計上する。</p>

付 属 資 料

参考 / 国民経済計算調査会議の開催について

昭和49年4月12日

閣議決定

政府は、国際連合が提示した新しい国民経済計算体系に沿って、我が国の国民経済計算の整備改善を図るため、臨時に、国民経済計算調査会議（以下「会議」という。）を開催する。

1. 目的

現行の国民所得統計は、経済政策、経済計画の立案、経済動向の分析等の基礎として、重要な役割を果たしているが、今後そのいっそう有効な活用を図るため、国際連合が提示した新しい国民経済計算体系に沿って、我が国の国民経済計算の整備改善を図るものとし、これに必要な重要事項を、調査検討することを目的とする。

2. 構成

会議は、国民経済計算に関し、学識経験を有する者をもって、構成する。

3. 運用等

- (1) 会議は、必要に応じ、部会及び専門小委員会を設けることができる。
- (2) 関係行政機関は、会議の調査、検討に協力するものとする。
- (3) 会議の庶務は、経済企画庁経済研究所が行なり。

4. その他

上記の条項に定められたもののほか、会議に関し、必要な事項は、内閣総理大臣が別に定める。

## 国民経済計算調査会議運営要領

昭和49年4月15日  
内閣総理大臣決定  
昭和50年10月21日  
改正  
昭和52年9月29日  
改正

### 1 総則

「国民経済計算調査会議の開催について(昭和49年4月12日閣議決定)」に基づく国民経済計算調査会議(以下「会議」という。)の運営については、この国民経済計算調査会議運営要領の定めるところによる。

### 2 組織

- (1) 会議は、委員22人以内で組織する。
- (2) 会議に、専門の事項を調査するため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- (3) 会議に、幹事若干人を置く。

### 3 委員、専門委員、幹事等

- (1) 委員及び専門委員は、国民経済計算に関して、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が委嘱する。
- (2) 幹事は、関係行政機関(別表)の職員のうちから、当該行政機関において、課長又は課長相当職を指名するものとする。

(70)

- (3) 会議は、必要に応じ、幹事以外の関係行政機関の職員等に対して、出席を求めることができる。
- (4) 委員、専門委員及び幹事は非常勤とする。

### 4 議長

- (1) 会議に、議長を置き、委員の互選によつて、これを定める。
- (2) 議長は、会議を総理する。
- (3) 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### 5 部会

- (1) 会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- (2) 部会に属すべき委員及び専門委員は、議長が指名する。
- (3) 部会に部会長を置き、議長の指名する委員がこれにあたる。
- (4) 部会長は、部会の事務を掌理する。
- (5) 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### 6 専門小委員会

- (1) 部会に、その所掌事務のうち専門的事項を調査審議するため、専門小委員会を置くことができる。
- (2) 専門小委員会に属すべき委員又は専門委員は、部会に属する委員又は専門委員のうちから、部会長が指名する。

(71)

## 7 雑則

この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、議長が会議にはかつて定める。

(別表)

総理府(統計局)

行政管理局

経済企画庁

国土庁

大蔵省

文部省

厚生省

農林省

通商産業省

運輸省

労働省

建設省

自治省

國民經濟計算調查會議委員、專門委員、及び幹事等名簿

(委員) (20名 50首領)

上野 裕七 成蹊大学教授  
 内田 忠夫 東京大学教授  
 江見 康一 一橋大学教授  
 尾崎 巖 慶応義塾大学教授  
 小尾 忠一郎 慶応義塾大学教授  
 貝塚 裕明 東京大学教授  
 倉林 義正 一橋大学教授  
 坂下 昇 大阪大学教授  
 堀野 谷祐一 一橋大学教授  
 穴戸 颯太郎 筑波大学教授  
 篠原 三代平 成蹊大学教授  
 辻村 江太郎 慶応義塾大学教授  
 中村 隆英 東京大学教授  
 中村 忠 一橋大学教授  
 西川 復作 慶応義塾大学教授  
 野田 致 岡山大学教授  
 藤野 正三郎 一橋大学教授  
 宮 天健 一橋大学教授  
 打上 榮亮 東京大学教授  
 森口 親司 京都大学教授

(専門委員) (11名 50首領)

石 弘光 一橋大学助教授  
 石田 定夫 明治大学教授  
 石渡 茂 青山学院大学助教授  
 井原 哲夫 慶応義塾大学助教授  
 荏開 津典生 東京大学助教授  
 江口 英一 日本銀行参事  
 黒田 昌裕 慶応義塾大学助教授  
 櫻原 久雄 横滨国立大学助教授  
 高木 新太郎 成蹊大学助教授  
 時子山 和彦 一橋大学助教授  
 蛭山 昌一 大阪大学助教授

(幹事)

総理府統計局調査部消費統計課長  
 行政管理局行政管理局統計審査官  
 経済企画庁長官官房企画課長  
 国土庁計画調整局計画課長  
 大蔵省大臣官房調査企画課長  
 文部省大臣官房調査統計課長  
 厚生省大臣官房企画室長  
 農林省大臣官房調査課長  
 麻布産業省大臣官房調査統計部統計解析課長  
 運輸省大臣官房情報管理部情報解析課長  
 労働省大臣官房統計情報部情報解析課長  
 建設省計画局調査統計課長  
 自治省政政局指導課長

(常時出席者)

日本銀行調査局内閣調査課長  
 日本銀行統計局総務課長